

**令和５年度京都市子育て支援員研修（地域保育コース（地域保育型））業務委託に係る
受託候補者選定募集要項**

保育や子育て支援分野の事業に従事するために必要な知識や技能等を修得することを目的とし、「子育て支援員研修事業の実施について（平成３１年３月２９日 子発０３２９第１４号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」で通知された「子育て支援員研修事業実施要綱」に規定する「子育て支援員基本研修」及び「子育て支援員専門研修（共通科目及び選択科目：地域保育コース（地域型保育））」を実施することを予定しています。

つきましては、下記のとおり、プロポーザル方式により京都市子育て支援員研修（地域保育コース（地域保育型））業務委託に係る受託候補者の選定を行いますので、参加者を募集します。

記

１ 業務内容の概要

- (1) 名 称 令和５年度京都市子育て支援員研修（地域保育コース（地域保育型））
- (2) 内 容 別添の「令和５年度京都市子育て支援員研修（地域保育コース（地域保育型））業務委託仕様書」参照
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和６年３月３１日まで

２ 予定価格の上限

委託料 ３，５６５，０００円（税込）を上限とする。

３ 参加資格要件

以下のいずれかの要件を満たす者であること

- (1) 京都市入札参加有資格者名簿に登録されている者（公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと）
- (2) 次に掲げる要件を全て満たし、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
 - ウ 引き続き１年以上当該営業を営んでいること
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - キ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと

4 質疑

- (1) 受付期間 令和5年3月9日(木)午前9時から令和5年3月13日(月)午後5時まで
(必着)
- (2) 質問方法 「質問票」【別紙1】を下記11に記載の担当宛てに電子メールで提出
※ メールの件名は「子育て支援員研修のプロポーザルに係る質疑」とすること
- (3) 回 答 令和5年3月17日(金)午後3時までに、本市ホームページ上で回答を公開

5 提出資料

- (1) 参加申請書【別紙2】
- (2) 会社概要【任意様式(A4縦長、両面横書き)】
- (3) 企画提案書【別紙3】
 - ・ 別添の「令和4年度京都市子育て支援員研修(地域保育コース(地域保育型))業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」の「6 委託業務の内容」の内容を踏まえたうえで、具体的な提案内容とすること
- (4) 自治体・公営企業・学校等から類似の事業の受託実績がある場合については、「業務実績一覧」【別紙4】
- (5) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(提出日前3箇月以内に発行：写し不可)
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)
- (7) 最近2箇年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行：写し可)
- (8) 水道料金ならびに下水道料金の納付証明書(提出日前3箇月以内に発行：写し可)
- (9) 見積書及び内訳書【任意様式(A4縦長)】
ただし、上記2予定価格を上回る見積額を提示した者は、失格とする。
※ 京都市入札参加有資格者名簿に登録している者については、(5)~(8)の提出を省略することができる。

6 提出方法等

- (1) 提出部数 原本1部及び写し4部
- (2) 受付期間 令和5年3月9日(木)午前9時から令和5年3月22日(水)午後5時まで
(必着)
- (3) 提出方法 下記11に記載の担当宛てに持参又は郵送すること
※ 郵送により提出する場合は、担当宛てに到着の確認を行うこと

7 審査基準(詳細は【別紙5】選定基準表参照)

以下の各項目について、提案内容を評価する。(100点満点)

- (1) 企画提案の内容
 - ア 研修計画(配点：10点)
 - イ 研修内容(配点：25点)
 - ウ 研修会場(配点：10点)

エ 講師の選定（配点：１０点）

(2) 見積り（配点：２５点）

(3) 組織体制（配点：１０点）

(4) 実績（配点：１０点）

8 審査方法

- ・ 審査は、３名の委員による選定委員会を設置し、上記７の審査基準に基づき各委員の協議により採点する。
- ・ 参加申請があった事業者によるプレゼンテーションを行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。（合計点が同点の場合は見積金額が最も低い事業者を選定する。）

＜プレゼンテーション＞

日 時：令和５年３月２４日（金）午後

※日時・場所等の詳細については、参加申請があった事業者に別途通知する。

なお、日時が変更となる場合は、併せて通知する。

方 法：事前に提出した企画提案書について、１５分以内で説明を行う。その後、企画提案の内容に関して１５分程度の質疑応答を行う。

（椅子・机以外に説明に要する物品がある場合は、事前に幼保総合支援室の了承を得たうえで事業者が準備すること）

説明者：各事業者の説明者は、２人以内とする。

- ・ プロポーザル参加事業者のいずれの採点結果も６５点に満たない場合は、プロポーザルを再度実施する。
- ・ 審査結果については、令和５年３月２８日（火）に事業者に対して書面で発送する。

※ 審査結果の通知日に変更が生じた場合は、２次審査を受けた事業者に対して、個別に連絡する。

9 契約手続

受託候補者の企画提案書をもとに、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

※ 協議において合意に達しなかった場合

受託候補者は、京都市と優先的に交渉する権利を有する者であるが、選定により直ちに契約の相手方として決定するものではない。受託候補者が、京都市が作成する契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった事業者と協議を行い、合意に達したときは、その事業者と契約するものとする。その事業者とも合意に達しないときは審査結果の順位に従って他の事業者と協議を行う。

10 留意事項

- ・ プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- ・ 提出された参加申請書及び企画提案書等は、返却しない。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正が判明した場合は、失格とする。
- ・ プロポーザルの結果、参加事業者の名称、各事業者の評価点は契約決定後本市のホームページで公開する。
- ・ 参加申請書、企画提案書及び見積書を含め提出された書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- ・ 今回の募集については、令和５年度事業の準備行為として実施するものであり、本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業の全部又は一部を中止することがある。この場合、業務委託準備期間中に発生した費用を受託候補者が本市に請求することはできない。

<スケジュール>

令和５年	３月	９日（木）	質問及び参加申請の募集開始
令和５年	３月	１３日（月）	質問締め切り
令和５年	３月	１７日（金）	質問に対する回答
令和５年	３月	２２日（水）	参加申請書等提出締め切り
令和５年	３月	２４日（金）	プレゼンテーション（予定）
令和５年	３月	２８日（火）	結果通知（予定）

１１ 問い合わせ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（民営保育施設担当：池口、井脇）

〒６０４－８１７１

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１ 井門明治安田生命ビル３階

電 話：０７５－２５１－２３９０

FAX：０７５－２５１－２９５０

メール：yohoshien2@city.kyoto.lg.jp